

消費税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

(生産設備等の範囲)

第二条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、蓄電、変電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

(独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十九条第四項(手数料)に規定する手数料又は同法第百十九条第五項(手数料)に規定する利用料を対価とする役務の提供とする。

(日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等)

第六条 省 略  
258 省 略

9 令第十八条第七項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録(同条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。)をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場(令第十八条第三項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。以下第十条の六までにおいて同じ。)を営営する事業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第二項各号に掲げる事項及び第三項各号に定める事項

(生産設備等の範囲)

第二条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、蓄電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

(独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十九条第三項(手数料)に規定する手数料又は同法第百十七条第三項(手数料)に規定する利用料を対価とする役務の提供とする。

(日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等)

第六条 同 上  
258 同 上

9 同 上

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場(令第十八条第三項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。第十条の六までにおいて同じ。)を営営する事業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第二項各号に掲げる事項及び第三項各号に定める事項

二 当該市中輸出品販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出品販売場の名称（当該市中輸出品販売場が自動販売機型輸出品販売場（令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。）である場合にあっては、当該自動販売機型輸出品販売場に設置している指定自動販売機（同号に規定する指定自動販売機をいう。以下第十条の二まで及び第十条の九において同じ。）を識別するための情報）、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この号、第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあっては、当該臨時販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあっては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）及び所在地並びに法第八条第十項の承認に係る識別符号）

三 六 省 略

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出品販売場を經營する事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 四 省 略

五 法第八条第十項の承認を受けた事業者にあつては、その旨

六 省 略

2 税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出品販売場ごとの識別符号及び法第八条第十項の承認に係る識別符号を通知する。

3 六 省 略

二 当該市中輸出品販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出品販売場の名称（当該市中輸出品販売場が自動販売機型輸出品販売場（令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。）である場合にあっては、当該自動販売機型輸出品販売場に設置している指定自動販売機（同号に規定する指定自動販売機をいう。以下第十条の二まで及び第十条の九において同じ。）を識別するための情報）、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この号、第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあっては、当該臨時販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあっては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）及び所在地並びに法第八条第九項の承認に係る識別符号）

三 六 同 上

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 同 上

一 四 同 上

五 法第八条第九項の承認を受けた事業者にあつては、その旨

六 同 上

2 税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出品販売場ごとの識別符号及び法第八条第九項の承認に係る識別符号を通知する。

3 六 同 上

(輸出物品販売場における書類等の保存等)

**第七条** 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場(同条第七項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。)を経営する事業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第三号口及び第六号に規定する書類並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報(令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。))を整理し、法第八条第一項に規定する譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2・3 省略

(輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等)

**第十条** 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 一般型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。第十条の三第一項第二号、第十条の八第一項及び第十条の九第一項第一号において同じ。)に係る法第八条第七項の許可 次に掲げる事項  
イハ 省略
- 二 手続委託型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。)に係る法第八条第七項の許可 次に掲げる事項  
イクト 省略

三 自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可 次に掲

(輸出物品販売場における書類等の保存等)

**第七条** 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場(同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。第十条までにおいて同じ。)を経営する事業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第三号口及び第六号に規定する書類並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報(令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。))を整理し、法第八条第一項に規定する譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2・3 同上

(輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等)

**第十条** 同上

- 一 一般型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。第十条の三第一項第二号、第十条の八第一項及び第十条の九第一項第一号において同じ。)に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項  
イハ 同上
- 二 手続委託型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。)に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項  
イクト 同上

三 自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可 次に掲

げる事項  
イハ 省 略

2 省 略

3 令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受け  
た年月日

四ハ 六 省 略

4 省 略

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第十条の二 省 略

2ハ 7 省 略

8 令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一ハ 三 省 略

四 当該自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受  
けた年月日

五・六 省 略

(輸出物品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等)

第十条の三 令第十八条の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販  
売機型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

四 省 略

2 省 略

(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等)

第十条の八 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、  
次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

げる事項  
イハ 同 上

2 同 上

3 同 上

一・二 同 上

三 当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受け  
た年月日

四ハ 六 同 上

4 同 上

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第十条の二 同 上

2ハ 7 同 上

8 同 上

一ハ 三 同 上

四 当該自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受  
けた年月日

五・六 同 上

(輸出物品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等)

第十条の三 同 上

一・二 同 上

三 当該一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販  
売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

四 同 上

2 同 上

(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等)

第十条の八 同 上

一 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項  
イ 省 略

ロ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

ハ 省 略

二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

ハ 省 略

2・3 省 略

4 令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 令第十八条の五第二項第一号又は第二号に係る法第八条第十項の承認を受けた年月日

三 省 略

(臨時販売場の届出書の記載事項等)

第十条の九 法第八条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けた年月日

ニ・ホ 省 略

二 自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受け

一 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項  
イ 同 上

ロ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

ハ 同 上

二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 同 上

ロ 一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日

ハ 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 令第十八条の五第二項第一号又は第二号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日

三 同 上

(臨時販売場の届出書の記載事項等)

第十条の九 法第八条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日

ニ・ホ 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受け

た年月日

二 省 略

2 法第八條第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

3 令第十八條の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 省 略

四 当該臨時販売場に係る法第八條第九項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間

五 省 略

(帳簿の記載事項等)

第二十七條 省 略

25 省 略

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第四条の十二第二項(帳簿の記載事項等)の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、特例輸入者(令第七十一条第三項に規定する特例輸入者をいう。第八項及び第九項において同じ。)が、これらの書類を整理して保存するとき、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

7 前項に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を含むものとする。

8 第六項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

9 第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を出力する

た年月日

二 同 上

2 法第八條第八項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同 上

3 同 上

一〜三 同 上

四 当該臨時販売場に係る法第八條第八項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間

五 同 上

(帳簿の記載事項等)

第二十七條 同 上

25 同 上

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第四条の十二第二項(帳簿の記載事項等)の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、令第七十一条第三項に規定する特例輸入者が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

ことにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第七号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録、第十六条第四項に規定する電磁的記録及び前条第七項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項、第十六条第六項又は前条第九項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第七号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

(消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

10 法第八条第七項に規定する輸出物品販売場(同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。)を経営する事業者は、令第十八条第三項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第五項から第七項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第七号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号から第五号まで」を「から第八号まで」に、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項、」を「第十五条の五第二項、」に、「又は前条第九項」を「、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項又は前条第九項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条第二条の改正規定、同条第六条に一項を加える改正規定、同条第十二条の改正規定(同条第七項の改正規定を除く。)、同条第十五条第一項第一号の改正規定、同条第十五条の四の改正規定、同条を同条第十五条の七とする改正規定、同条第十五条の

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 同 上

第六条に次の一項を加える。

10 法第八条第六項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者は、令第十八条第三項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第五項から第七項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第七号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号から第五号まで」を「から第六号まで」に、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は」を「第十五条の五第二項、」に、「の規定に」を「、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項の規定に」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一・二 同 上

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条第二条の改正規定、同条第六条に一項を加える改正規定、同条第十二条の改正規定(同条第七項の改正規定を除く。)、同条第十五条第一項第一号の改正規定、同条第十五条の四の改正規定、同条を同条第十五条の七とする改正規定、同条第十五条の



三（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、「同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、「同令第二十七条の二の改正規定並びに同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第四条の二の規定 令和五年十月一日

#### （電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

**第三条** 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。附則第四条の二において同じ。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例にとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

#### （適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）

**第四条** 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に

三（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、「同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、「同令第二十七条の二の改正規定並びに同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 令和五年十月一日

#### （電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

**第三条** 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例にとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

#### （適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）

**第四条** 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）

限る。)が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 省 略

(資格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)

第四条の二 二十八年改正法附則第五十一条の二第一項に規定する資格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における第一条の規定による改正後の消費税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第二十二条第四項及び消費税法施行規則第二十七条第四項の規定の適用については、新規則第二十二條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは「第三十七條第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一項」と、消費税(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一項」とあるのは「第三十七條第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一項」と、「同項の」とあるのは「これら」とする。

が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 同 上

四 登録を希望する年月日がある場合には、その年月日

**第三条** 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附 則

（輸出許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第四項及び第十六条第四項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う同項第九号に規定する課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等若しくは同条第二項に規定する資産の輸出に係る新規則第五条第四項又は第十六条第四項に規定する電磁的記録について適用する。

（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

**第三条** 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳」と、同項第二号中「又はりに掲げるいずれかの書類」とあるのは「若しくはりに掲げるいずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

附 則

（輸出許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第四項及び第十六条第四項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う同項第九号に規定する課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等若しくは同条第二項に規定する資産の輸出に係る新規則第五条第四項又は第十六条第四項に規定する電磁的記録について適用する。

（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

**第三条** 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における新規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「いずれかの書類」とあるのは「いずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳」と、同項第二号中「又はりに掲げるいずれかの書類」とあるのは「若しくはりに掲げるいずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消費税法施行規則第六条第九項の改正規定、同令第六条の二第一項第五号及び第二項の改正規定、同令第七条第一項の改正規定、同令第十条第一項各号及び第三項第三号、第十条の二第八項第四号並びに第十条の三第一項第三号の改正規定、同令第十条の八の改正規定並びに同令第十条の九の改正規定 令和五年五月一日
- 二 第三条の規定 令和五年十月一日

### (輸入許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条第七項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法施行令第七十一条第三項に規定する特例輸入者が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける同項に規定する特例申告貨物の消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域からの引取りにつき新規則第二十七条第六項の規定を適用する場合について適用する。